別表１（第２条関係）

補助対象外とする業種（平成２５年１０月改訂「日本標準産業分類」による。）

（１）農業、林業（大分類Ａに含まれるもの。ただし、園芸サービス業を除く）

（２）漁業（大分類Ｂに含まれるもの）

（３）金融業・保険業（大分類Ｊに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く）

（４）医療・福祉（大分類Ｐ）の医療業のうち、病院（小分類８３１）、一般診療所（小分類８３２）、歯科診療所（小分類８３３）

（５）医療・福祉（大分類Ｐ）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類８５）

（６）以下のサービス業等

① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和２３年７月１０日、法律第１２２号）により規制の対象となるもの

② 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類８０３に含まれるもの）

③ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類８０９４に含まれるもの）

④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類８０９６に含まれるも

の。）

⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）（細分類

７２９１に含まれるもの）

⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類９２９９に含ま

れるもの。）

⑦ 易断所、観相業、相場案内業（細分類７９９９に含まれるもの）

⑧ 宗教（中分類９４に含まれるもの）

⑨ 政治・経済・文化団体（中分類９３に含まれるもの）

（７）その他

①公序良俗に反する事業